

# 調査の概要

## 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の沿革

農業センサスは国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から実施し、林業センサスは昭和35年から実施している。その後、「経済統計に関する国際条約」に基づき10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で農林業センサスとして実施している。

2010年農林業センサスは、農業が13回目、林業が7回目の調査となる。（別表1参照）

## 3 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）統計法施行令（平成20年政令第344号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

## 4 調査の体系及び対象（別表2参照）

## 5 調査の期日

平成22年2月1日現在

## 6 調査事項

農林業経営体調査

### (1) 農林業

ア 経営の形態

イ 家族による経営を行っている場合は世帯員の状態

### (2) 農業

ア 農業経営

イ 耕地面積

ウ 農業用機械

エ 農業労働力

オ 農産物

カ その他

### (3) 林業

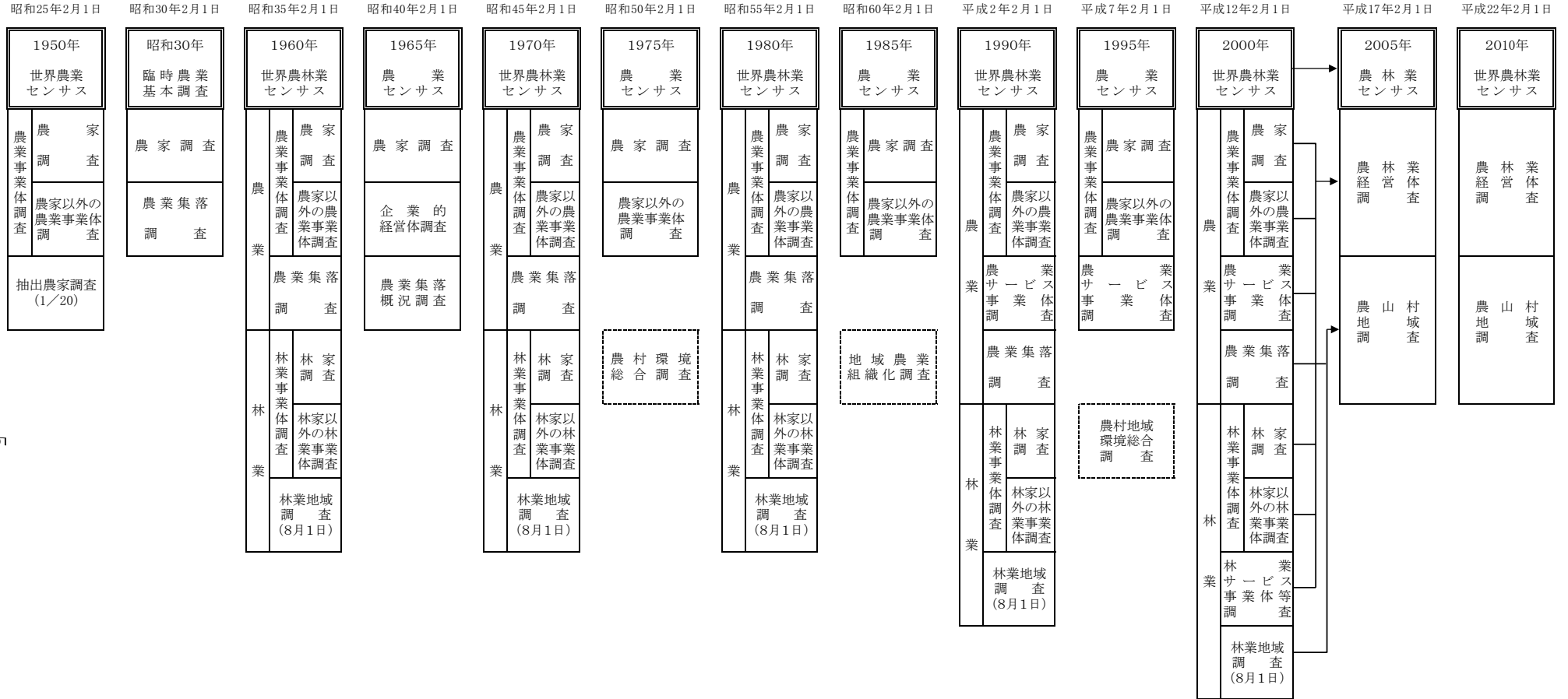
ア 山林面積

イ 林業労働力

ウ 林産物

エ その他

(別表1) 調査の沿革



(別表2)

1 調査の体系

調査の種類	調査の系統	調査方法
〔都道府県実施〕 農林業経営体調査	農林水産省－都道府県－区市町村－指導員－調査員	自計申告調査
〔農林水産省地方統計組織実施〕 農山村地域調査	(市区町村用)	農林水産省－地方農政局等－統計・情報センター－調査対象 区市町村に対して行う自計調査
	(農業集落用)	農林水産省－地方農政局等－統計・情報センター－地域調査員－調査対象 精通者に対して行う自計調査又は面接調査

2 農林業経営体調査の対象

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者
  - (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模(表1)以上の農業を営む者
  - (3) 農作業の受託の事業を営む者
  - (4) 保有山林の面積が3ヘクタール以上で、調査期日前5年間に継続して林業作業(育林若しくは伐採)を行った者
  - (5) 保有山林の面積が3ヘクタール以上で、調査実施年をその計画期間に含む「森林施業計画」を作成している者
  - (6) 委託を受けて育林を行っている者
  - (7) 委託を受けて素材生産を行い、過去1年間の素材生産が200立方メートル以上の者
  - (8) 立木を購入し素材生産を行い、過去1年間の素材生産が200立方メートル以上の者  
ただし、営利目的としない農林業を行う学校、試験場等には、調査票は配布しない
- (表1)

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1000羽
その他	調査期日前1年間における農産物総販売額 50万円に相当する事業の規模